

入札参加停止業者一覧表

令和7年11月10日現在

No.	業 者 名	入札参加停止期間			入 札 参 加 停 止 理 由
1	株式会社グンエイ 川口支店	6か月間	令和7年7月10日	～ 令和8年1月9日	代表取締役及び役員が、群馬県桐生市が発注した新庁舎建設工事をめぐり、群馬県議ら数人と共謀し、一般競争入札の条件を同社の元請け会社に有利にするよう意見や要望を反映した入札公告案を市に働きかけて案のとおり公告させ、元請け会社が代表のJVに落札させ入札の公正を妨害したとして、公契約関係競売入札妨害の疑いで、令和7年6月19日に埼玉・群馬両県警の合同捜査本部に逮捕されたため。
2	株式会社中央技術コンサルタンツ 北関東支店	5か月間	令和7年8月18日	～ 令和8年1月17日	支店長が宮城県気仙沼市発注の道路設計の入札において、同市職員から事前に設計価格情報を入手した上で落札し、入札の公正を妨害したとして、公契約関係競売入札妨害の疑いで、令和7年7月21日に宮城県警察に逮捕されたため。
3	極東開発工業株式会社	4か月間	令和7年10月17日	～ 令和8年2月16日	特定特装車製品の販売価格等に関して情報交換を行い、特定特装車製品の販売価格を引き上げる旨を合意し、販売価格をおおむね引き上げていたことは、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、令和7年9月24日、公正取引委員会から排除措置命令を受けたため。
4	極東開発工業株式会社 埼玉営業所	4か月間	令和7年10月17日	～ 令和8年2月16日	特定特装車製品の販売価格等に関して情報交換を行い、特定特装車製品の販売価格を引き上げる旨を合意し、販売価格をおおむね引き上げていたことは、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、令和7年9月24日、公正取引委員会から排除措置命令を受けたため。
5	新明和工業株式会社 産機システム事業部 環境システム本部 営業部	2か月間	令和7年10月17日	～ 令和7年12月16日	特定特装車製品の販売価格等に関して情報交換を行い、特定特装車製品の販売価格を引き上げる旨を合意し、販売価格をおおむね引き上げていたことは、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、令和7年9月24日、公正取引委員会から課徴金減免制度の適用を受けた違反事業者として公表されたため。
6	新明和工業株式会社 特装車事業部 営業本部 関東支店	2か月間	令和7年10月17日	～ 令和7年12月16日	特定特装車製品の販売価格等に関して情報交換を行い、特定特装車製品の販売価格を引き上げる旨を合意し、販売価格をおおむね引き上げていたことは、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、令和7年9月24日、公正取引委員会から課徴金減免制度の適用を受けた違反事業者として公表されたため。
7	新明和工業株式会社 流体事業部 営業本部 関東支店	2か月間	令和7年10月17日	～ 令和7年12月16日	特定特装車製品の販売価格等に関して情報交換を行い、特定特装車製品の販売価格を引き上げる旨を合意し、販売価格をおおむね引き上げていたことは、独占禁止法第3条の規定に違反するものであるとして、令和7年9月24日、公正取引委員会から課徴金減免制度の適用を受けた違反事業者として公表されたため。
8	江口建設工業株式会社	1か月間	令和7年10月28日	～ 令和7年11月27日	令和6年度及び令和7年度に完了検査を受けた工事において警告を受けた。このことから、戸田市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱別表第2第10号の度重なる警告に該当するため。